

＜社会保険（組合/共済/国保組合等）加入者の還付方法＞

還付の申請は、ご本人様もしくはご家族様にしていただかなければなりません。

- ① 申請窓口 社会保険事務所や健康保険組合の窓口および、勤務先の総務及び健康保険担当者
- ② 必要書類 <弊社用意> 1、医師の意見書 2、領収証
- <ご本人様用意> 3、口座番号の控 4、印鑑（認め） 5、保険証
- <各保険申請窓口> 6、療養費支給申請書（上記①の申請窓口にて貰って下さい）
- ③ 還 付 率 7割
- ④ 還付日数 3～4カ月必要な場合もあります。詳細は、上記①の申請窓口にてお尋ね下さい。

※自己負担金は確定申告での医療費控除の対象となります。領収書のコピーを保管してください。

※ご不明な点がございましたら、

お気軽にご連絡下さい。

※領収証の再発行はできません。

大切に保管下さい。

(株)アルフィット 担当（ ）

〒674-0071

明石市魚住町金ヶ崎 851-1 アーク金ヶ崎 106

TEL 078-936-2248